

## 多賀町立図書館協議会運営規則

平成10年7月1日

教委規則第3号

改正 平成12年3月31日教委規則第3号

平成14年3月22日教委規則第4号

平成27年10月30日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀町立図書館設置条例（平成10年多賀町条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定により多賀町立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、多賀町立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べるものとする。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、多賀町教育委員会が任命する。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長および副会長の任期は、当該委員の任期とする。
- 3 会長は、会議を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生涯学習課において行う。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月31日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月22日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年10月30日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。